

教育委員会会議 定例会

令和5年3月23日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 55 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
- 第 56 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 57 号 山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 第 58 号 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
- 第 59 号 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
- 第 60 号 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等
- 第 61 号 山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

2 報告事項

- (1 1) 県立学校事務長等の人事について
- (1 2) 指導が不適切な教員について

3 その他報告

- (2 4) 令和 4 年度高校改革アンケート調査結果の概要について

議案第 55 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 56 号

教育委員会所属長等の人事について

[別途資料配付]

議案第 57 号

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、手数料の納付方法及び納期限を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、手数料の納付方法及び納期限を定める必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年3月、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が改正され、行政手続をオンラインで行う場合の手数料について、規則で納付方法及び納期限を定めることにより電子納付が可能となった（令和5年4月1日施行）。 ○ このため、行政手続をオンラインで行う場合の手数料の納付方法及び納期限を定める必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 手数料の納付の方法は、指定納付受託者に手数料の納付を委託する方法とする。 (2) 手数料の納期限は、納入の通知が手数料の納付をしようとする者に到達してから7日を経過する日とする。
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則新旧対照表

新

第三条 略

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2) 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

第五条〜第八条 略

旧

第三条 略

第四条〜第七条 略

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)	一条を加える。	第七條を第八條とし、第四條から第六條までを一条ずつ繰り下げ、第三條の次に次の	年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。	山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七	を改正する規則	山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部	令和	正する規則を次のように定める。	山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改	山梨県教育委員会規則第
							年			号
							月			
							日			
						山梨県教育委員会				
						教育長				

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者

（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に手数料

の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数

料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前

段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定

による手数料の納付が困難であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

議案第 58 号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、関係規程の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
趣旨	個人情報の保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、関係規程の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部が改正され、地方公共団体等の個人情報保護制度についても個人情報保護法において全国的なルールが設けられた（令和5年4月1日施行）。 ○ これに伴い、山梨県個人情報保護条例が廃止され、これまで同条例に基づき行われた個人情報の開示請求は、個人情報保護法に基づいて行われることになったことから、関係規程において所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正の内容</p> <p>開示請求があった場合に、行政文書の保存期間を1年間延長する規定について、個人情報の開示請求の根拠規定を個人情報の保護に関する法律に改める。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育庁行政文書管理規程新旧対照表

新

旧

<p>(行政文書の保存)</p> <p>第三十二条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分による。</p> <p>2 6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる行政文書については、前二項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならぬ。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならぬ。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決その他の処分の日から起算して一年間</p> <p>四 情報公開条例第五条の規定による開示の請求又は個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十六条第一項の規定による開示の請求があったもの 当該開示の請求に係る決定の日から起算して一年間</p> <p>8 11 略</p>	<p>(行政文書の保存)</p> <p>第三十二条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分による。</p> <p>2 6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる行政文書については、前二項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならぬ。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならぬ。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決その他の処分の日から起算して一年間</p> <p>四 情報公開条例第五条の規定による開示の請求又は山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第十四条第一項の規定による開示の請求があったもの 当該開示の請求に係る決定の日から起算して一年間</p> <p>8 11 略</p>
--	--

を 次 の よ う に 改 正 す る。	山 梨 県 教 育 庁 行 政 文 書 管 理 規 程 （ 平 成 十 八 年 山 梨 県 教 育 委 員 会 訓 令 甲 第 二 号 ） の 一 部	山 梨 県 教 育 庁 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	教 育 長	山 梨 県 教 育 委 員 会	山 梨 県 教 育 庁 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。	日 月	令 和 五 年	山 梨 県 教 育 委 員 会 訓 令 甲 第 二 号
---	--	--	-------------	--------------------------------------	--	--------	------------------	--

議案第 59 号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、関係規程の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	個人情報の保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、関係規程の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部が改正され、地方公共団体等の個人情報保護制度についても個人情報保護法において全国的なルールが設けられた（令和5年4月1日施行）。 ○ これに伴い、山梨県個人情報保護条例が廃止され、これまで同条例に基づき行われた個人情報の開示請求は、個人情報保護法に基づいて行われることになったことから、関係規程において所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正の内容</p> <p>開示請求があった場合に、行政文書の保存期間を1年間延長する規定について、個人情報の開示請求の根拠規定として個人情報の保護に関する法律を加える。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県立学校処務規程新旧対照表

新

旧

<p>(行政文書の保存期間等) 第二十一条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日がいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象となつてゐるもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決その他の処分の日から翌日から起算して一年間</p> <p>四 山梨県情報公開条例第五条の規定による開示の請求又は個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十六条第一項の規定による開示の請求があつたもの 当該開示の請求に係る決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>6 略</p>	<p>(行政文書の保存期間等) 第二十一条 行政文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日がいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象となつてゐるもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決その他の処分の日から翌日から起算して一年間</p> <p>四 山梨県情報公開条例第五条の規定による開示請求</p> <p>示請求に係る決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>6 略</p>
--	---

る	人		よ															山
開	情	第	う		山													梨
示	報	二	に		梨													県
の	の	十	改		県													教
請	保	一	正		立													育
求	護	条	す		学													委
」	に	第	る		校													員
に	関	五	す		処													会
、	す	項	る		務													訓
「	る	第	法		規													令
当	律	四	律		程													甲
該	(号	((第
開	平	中	昭		昭													号
示	成	「	和		三													
請	十	規	十		六													
求	五	定	六		年													
」	年	に	山		山													
を	法	よ	梨		梨													
「	律	る	県		県													
当	第	開	教		教													
該	五	示	育		育													
開	十	請	長		委													
示	七	求	会		員													
の	号	」	会		会													
請	(規	訓		訓													
求	第	定	令		令													
」	七	に	甲		甲													
に	十	よ	第		第													
改	六	る	四		四													
め	条	開	号		号													
る	第	示	((
。	一	の	の		の													
	項	請	一		部													
	の	求	部		を													
	規	又	を		次													
	定	は	次		の													
	に	個	の															
	よ																	

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

議案第 60 号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

提案理由

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、簡易な手続による保有情報の提供を行う事務を告示する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁総務課

題名	簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等
趣旨	山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、簡易な手続による保有情報の提供を行う事務を告示する必要がある。
内容	<p>1 告示の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年5月、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、山梨県個人情報保護条例が廃止されるとともに、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）が制定された。 ○ 条例では、個人情報取扱事務の名称、記録項目、閲覧期間及び閲覧場所をあらかじめ県公報で告示した場合に、簡易な手続により個人情報の提供をすることができる旨を規定している。 ○ このたび、条例が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに簡易な提供による手続による保有個人情報を行う事務を条例第19条第2項に基づき告示する必要がある。 <p>2 告示の内容</p> <p>簡易な手続により保有個人情報を提供する個人情報取扱事務に関する名称、記録項目、閲覧期間及び閲覧場所を告示する。</p> <p>対象となる事務は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員選考採用試験 ② 公立学校教員選考検査 ③ 県立学校実習助手・寄宿舍指導員選考検査及び県立盲学校理療科教員選考検査 ④ 県立高等学校入学者選抜（全日制課程） ⑤ 県立高等学校入学者選抜（定時制課程） ⑥ 県立高等学校入学者選抜（通信制課程） ⑦ 県立特別支援学校高等部入学者選抜
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

										一											二											三																																
										職員選考採用試験											公立学校教員選考検査											県立学校実習助手・寄																																
										総合得点及び順位											第一次検査の検査種別得点											検査種別得点、得点合計及び																																
										合格発表の											検査通過者											同右																																
										総務課											間											高校教育課																																
										日から一月											発表の日か																																											
										ら一月間											、得点合計及び順位（不通																																											
										点合計及び順位											次検査の検査種別得点、得											過者に限る。）並びに第二											び順位																					
										順位											点合計及び順位											得点合計及び											順位																					
										順位											順位											順位											順位																					
										試験											検査											検査											検査																					

		六					五						四							
	抜 (通信制課程)	県立高等学校入学者選					抜 (定時制課程)	県立高等学校入学者選					抜 (全日制課程)	県立高等学校入学者選					考 査	県立盲学校理療科教員選
	評 価 の 段 階	面接、作文及び筆記検査の					別 得 点 及 び 得 点 合 計	面接の評価の段階又は科目			及 び 得 点 合 計		評 価 の 段 階 又 は 科 目 別 得 点	、 特 技 若 し く は 個 性 表 現 の	面接、作文、特色適性検査					
		同右						同右		間		日 か ら 一 月	定 者 発 表 の	入 学 許 可 予						
	等 学 校	県立中央高						同右					高 等 学 校	志 願 先 県 立						

名称等
(平成十七年山梨県教育委員会告示第三号)
は、
廃止する。

議案第 61 号

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁生涯学習課

題 名	山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則
趣 旨	個人情報の保護に関する法律の一部改正及び山梨県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部が改正され、地方公共団体等の個人情報保護制度についても個人情報保護法において全国的なルールが設けられた（令和5年4月1日施行）。 ○ これに伴い、山梨県個人情報保護条例が廃止され、これまで同条例に基づき行われた個人情報の開示請求は、個人情報保護法に基づいて行われることになったことから、山梨県立図書館運営規則の一部を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 山梨県立図書館運営規則の様式のうち、「山梨県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。</p> <p>(2) その他所要の改正を行う。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

の並輪」に改める。

附
則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立図書館運営規則新旧対照表

新

旧

第1号様式(第4条関係)

第1号様式(第4条関係)

図書館資料汚損・損傷・亡失届

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

届出者名	〒	印
住 所		
電 話 番 号		
団 体 名		
代 表 者 名		印

次のとおり、図書館資料を（汚損・損傷・亡失）しましたので、届け出ます。

資料名	編者名	出版社	定価	登録番号
汚損・損傷・亡失料				
資料貸出年月日	年	月	日	
汚損・損傷・亡失の理由及び内容				
贈 廣 方 法	<input type="checkbox"/> 現 品 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	資料名	編者名	出版社	定価
				登録番号

※「個人情報の保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

備考		
	受付者	確認者

図書館資料汚損・損傷・亡失届

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

届出者名	〒	印
住 所		
電 話 番 号		
団 体 名		
代 表 者 名		印

次のとおり、図書館資料を（汚損・損傷・亡失）しましたので、届け出ます。

資料名	編者名	出版社	定価	登録番号
汚損・損傷・亡失料				
資料貸出年月日	年	月	日	
汚損・損傷・亡失の理由及び内容				
贈 廣 方 法	<input type="checkbox"/> 現 品 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	資料名	編者名	出版社	定価
				登録番号

※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

備考		
	受付者	確認者

複製申込書

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

氏名	〒
住所	

次のとおり、図書館資料の複製を申し込みます。
 なお、この資料複製は次の目的のみに使用し、複製によって生ずる著作権等の問題については、私かその責任を負います。

複製目的	資料名	登録番号 (バーコードナンバー)	複製箇所 (ページ番号等)

職員記入欄

電子式複写	白黒	枚	円計	枚	円
	カラー	枚	円		
マイクロプリント		枚	円		
写 真		枚	円		
その他		枚	円		

※「個人情報保護の取組に関する法則」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

複製申込書

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

氏名	〒
住所	

次のとおり、図書館資料の複製を申し込みます。
 なお、この資料複製は次の目的のみに使用し、複製によって生ずる著作権等の問題については、私かその責任を負います。

複製目的	資料名	登録番号 (バーコードナンバー)	複製箇所 (ページ番号等)

職員記入欄

電子式複写	白黒	枚	円計	枚	円
	カラー	枚	円		
マイクロプリント		枚	円		
写 真		枚	円		
その他		枚	円		

※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

図書館利用者登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

図書館利用者登録及び利用カードの発行の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号										
(住居カード番号)	()									
フリガナ氏名										
生年月日	年	月	日	性別	男・女					
住所	〒									
電話番号	自宅	携帯電話								
勤務先又は通学先	〒									電話番号
その他の連絡先	電話番号									
フリガナ氏名	保護者氏名									

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールにて申込み年月日及び大体内のみ記入してください。
 - 2 氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等をご提示ください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は滞居先を記入してください。
- ※「個人情報の保護に関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報はお適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤その他

証明種別	受付者	確認者
備考		

図書館利用者登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

図書館利用者登録及び利用カードの発行の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号										
(住居カード番号)	()									
フリガナ氏名										
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	性別	男・女				
住所	〒									
電話番号	自宅	携帯電話								
勤務先又は通学先	〒									電話番号
その他の連絡先	電話番号									
フリガナ氏名	保護者氏名									

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールにて申込み年月日及び大体内のみ記入してください。
 - 2 氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等をご提示ください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は滞居先を記入してください。
- ※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報はお適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤その他

証明種別	受付者	確認者
備考		

図書館利用カード紛失・損傷・変更届

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

氏名	
旧利用者番号	

- 1 紛失
2 損傷
3 内容変更

※IYKANC0

したので、次のとおり届け出ます。

新利用者番号									
フリガナ氏名									
生年月日	年	月	日	性別	男・女				
住所									
電話番号	自宅	携帯電話							
勤務先又は通学先			電話番号						
その他の連絡先	〒		電話番号						
フリガナ保護者氏名									
紛失・損傷理由									
紛失・損傷場所			紛失・損傷時期						

<記入・提出上の注意>

- 1 変更の場合は、届出年月日及び変更箇所のみホールドで記入し、変更した事項が確認できる証明書等を提示してください。
 - 2 紛失又は損傷の場合は、届出年月日及び本館内にホールドで記入し、氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下管先又は携帯先を記入してください。
- ※「個人情報の保護に関する法規」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認	①運転免許証	②健康保険証	③身分証明書	④学生証	⑤その他
証明種類	交付者	確認者			

図書館利用カード紛失・損傷・変更届

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

氏名	
旧利用者番号	

- 1 紛失
2 損傷
3 内容変更

※IYKANC0

だったので、次のとおり届け出ます。

新利用者番号									
フリガナ氏名									
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	性別	男・女			
住所	〒								
電話番号	自宅	携帯電話							
勤務先又は通学先			電話番号						
その他の連絡先	〒		電話番号						
フリガナ保護者氏名									
紛失・損傷理由									
紛失・損傷場所			紛失・損傷時期						

<記入・提出上の注意>

- 1 変更の場合は、届出年月日及び変更箇所のみホールドで記入し、変更した事項が確認できる証明書等を提示してください。
 - 2 紛失又は損傷の場合は、届出年月日及び本館内にホールドで記入し、氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下管先又は携帯先を記入してください。
- ※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認	①運転免許証	②健康保険証	③身分証明書	④学生証	⑤その他
証明種類	交付者	確認者			

団体登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団体登録の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
なお、利用に関しては、貴館の諸規程を守り、所員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ 団体名									
活動目的									
活動開始年	年	人	数	名					
団体連絡先	電話番号								
フリガナ 代表者氏名									
フリガナ 担当者氏名									
担当者連絡先	〒								
	電話番号								

- <記入・提出上の注意>
- 1 ホールにて申込年月日及び本館内のみ記入してください。
 - 2 団体名及び団体連絡先等が確認できる書類等、担当者氏名及び担当者連絡先を確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 担当者連絡先が団体連絡先と同じ場合は、「団体連絡先と同じ」と記入してください。
※「個人情報保護法」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

団体登録 ①規則 ②各館名簿 ③電話帳 ④その他
身分・住所情報 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤利用カード ⑥その他

団体登録	担当者	受付者	確認者
番号			

団体登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団体登録の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
なお、利用に関しては、貴館の諸規程を守り、所員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ 団体名									
活動目的									
活動開始年	年	人	数	名					
団体連絡先	電話番号								
フリガナ 代表者氏名									
フリガナ 担当者氏名									
担当者連絡先	〒								
	電話番号								

- <記入・提出上の注意>
- 1 ホールにて申込年月日及び本館内のみ記入してください。
 - 2 団体名及び団体連絡先等が確認できる書類等、担当者氏名及び担当者連絡先を確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 担当者連絡先が団体連絡先と同じ場合は、「団体連絡先と同じ」と記入してください。
※「個人情報保護法」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

団体登録 ①規則 ②各館名簿 ③電話帳 ④その他
身分・住所情報 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤利用カード ⑥その他

団体登録	担当者	受付者	確認者
番号			

団体貸出申込書

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

団体名	
利用者番号	〒
所在地	電話番号
代表者名	
申込者名	
連絡先	

貸館の経緯程を守りますので、次のとおり図書館資料の利用を申し込みます。

利用目的	貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		冊数	他 冊
		資料名	請求記号		
図書等	図書等				
資料名	借読費資料				
資料名	子ども読書支援費資料				

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールで申込年月日及び資料のみ記入してください。
 - 2 山梨県立図書館の利用登録を行っていない場合は、別途申込みが必要です。
- ※ 「個人情報の取扱いに関する法律」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

受付番	返却日

団体貸出申込書

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

団体名	
利用者番号	〒
所在地	電話番号
代表者名	
申込者名	
連絡先	

貸館の経緯程を守りますので、次のとおり図書館資料の利用を申し込みます。

利用目的	貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		冊数	他 冊
		資料名	請求記号		
図書等	図書等				
資料名	借読費資料				
資料名	子ども読書支援費資料				

<記入・提出上の注意>

- 1 ホールで申込年月日及び資料のみ記入してください。
 - 2 山梨県立図書館の利用登録を行っていない場合は、別途申込みが必要です。
- ※ 「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

受付番	返却日

報告事項 11

県立学校事務長等の人事について

[別途資料配付]

指導が不適切な教員について

[別途資料配付]

(令和5年3月23日 定例教育委員会)

課室名

教育企画室

<p>件名</p>	<p>令和4年度高校改革アンケート調査結果の概要について</p>
<p>経緯</p>	<p>1 調査の目的 県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考えや意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2 調査対象者 10,632人(回収数8,709人 回収率81.9%) ・中学3年生(対象2,562人 回収2,072人) 地域の偏りなく抽出した中学校(32校)の3年生全員 ・高校1年生(対象2,479人 回収2,181人) 県立高校(全日制11校及び定時制2校)及び甲府商業高校の1年生全員 ・保護者(対象5,031人 回収3,922人) 抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者 ・教員(対象550人 回収534人) 抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任</p> <p>3 調査方法 毎年度、各学校を通じて実施 ※令和4年度からオンラインの調査に変更</p> <p>4 調査時期 令和4年12月～令和5年1月実施</p>
<p>内容</p>	<p>○ 調査結果の概要</p> <p>1 全県一学区制度について ・本制度については、肯定的な回答が86.8%と、生徒・保護者・教員に広く受け入れられており、その割合は年々上昇傾向にある。(P.5)</p> <p>2 前期募集制度について ・本制度については、評価する回答が78.3%と、生徒・保護者・教員に広く受け入れられており、その割合は年々上昇傾向にある。(P.7)</p> <p>3 学校選択・高校生活等について ・学校を選ぶとき重視するものとして、全ての調査対象者で「学力レベル」と回答した割合が高く、次いで、高校1年生では「進学率の高さ」、中学3年生では「学校の雰囲気」だった。(P.16) ・高校の満足度では、「満足している」「ある程度満足している」を合わせると、高校1年生では89.9%、保護者では94.5%だった。(P.25)</p> <p>4 魅力ある高校づくりについて ・今後必要となる学校の種類は、「総合制高校」の回答が最も多かった。(P.31) ・長期欠席に伴う学力不足や複雑な家庭環境など多様な生徒のニーズに応えるための対応として、「多様な学びが可能である定時制課程や通信制課程の理解促進を図る」の回答が最も多かった。</p> <p>○ 今後の対応 ・高校改革アンケートの調査結果については山梨県ホームページに掲載 ・学校選びの参考や施設・設備の充実など学校運営に活用できるものは、各学校に周知していく。 ・魅力ある高校づくりに関する項目は、生徒・保護者・教員のニーズを継続して把握し、今後の高校改革推進に活かしていく。</p>

